

ヘルプマークについて

ヘルプマークとは配慮や支援を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

対象者は？

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人、精神疾患のある人など、援助や配慮を必要としている人が対象です。



ヘルプマークを見かけたら、必要と思われる配慮・支援をお願いします。

●列車・バスの中で、席をお譲りください

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。援助や配慮を必要とすることが外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

●駅や商業施設などで、声をかけるなどの配慮をお願いします

交通機関の事故など、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

●災害時は、安全に避難するための支援をお願いします

障がいなどにより、状況把握が難しい方、自力での迅速な避難が困難な方がいます。

●ヘルプカード(カード型のヘルプマーク)も配布しています

ヘルプカードは、援助を必要とする方が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのものです。ヘルプカードの提示がありましたら、記載されている内容にそって支援をお願いします。



配布場所は？

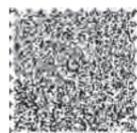
- 鳥取県内市町村(支所・分庁舎含む)障がい福祉関係窓窓口 ●鳥取県庁障がい福祉課
- 鳥取県中部総合事務所県民福祉局 ●鳥取県西部総合事務所県民福祉局

※ヘルプカードは、鳥取県障がい福祉課のホームページよりダウンロードし、印刷して使用することもできます。 [鳥取県 ヘルプマーク](#)

【相談＆問合せ先】

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課

電話:0857(26)7675
ファクシミリ:0857(26)8136



ハートフル駐車場利用証制度について

ハートフル駐車場利用証制度とは、県と協定を結んだ施設に専用駐車スペース(ハートフル駐車場)を設けてもらうとともに、障がいや難病などにより歩行が困難な人に「ハートフル駐車場利用証」を交付し、それを掲示した車がハートフル駐車場を優先して利用できるようにする制度です。



対象者は？

- 歩行が困難な人
 - 身体・知的・精神障がいや難病により歩行が困難な人
 - 発達障がいなどにより歩行に介助者の特別な注意が必要な人
 - 要介護・要支援認定を受けた高齢者で歩行が困難な人
 - けがにより一時的に歩行が困難な人
 - 出産前後(妊娠7ヶ月から産後1年半)で一時的に歩行が困難な人
- などです。詳しい要件はお問合せください。



利用証はどうしたらもらえるのか？

申請書と確認書類(障がい者手帳、特定疾患医療受給者証など)によって、次の窓口で申請していただけます。

- 県内各市町村
- 県福祉保健課
- 中部総合事務所倉吉保健所
- 西部総合事務所県民福祉局
- 日野振興センター日野振興局



【相談＆問合せ先】

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課

電話:0857(26)7158
ファクシミリ:0857(26)8116

